

# 税務システム等標準化検討会 (第6回)

## 事務局提出資料

(税務システム標準仕様書【第2.0版】(案)  
全国意見照会版からの変更概要等説明資料)

令和4年8月25日

総務省自治税務局

# 目次

1. 全国意見照会の結果について	2
2. 全国意見照会版から【第2.0版】への変更概要	10
3. 今後の主な検討課題	19
(参考) 業務ごとの変更概要	21

# 1. 全国意見照会の結果について

# 令和4年度全国意見照会の実施方法

## <実施期間>

- ・令和4年6月1日(水)～令和4年6月15日(水)【約2週間】

## <提示方式>

- ・仕様書【第2.0版】(案)の資料一式は総務省ホームページ上で公開(各地方団体にもメールで周知)。

## <回答提出方法>

- ・提出は調査・照会(一斉調査)システムを通じて行う。なお、意見が無い場合は提出不要とする。

## <留意事項>

- ・原則として、仕様書の改定部分に対しての意見を回答いただく。

## ○照会資料

### <実施要領等>

- ・実施要領
- ・回答様式
- ・回答の手引き

### <標準仕様書の改定版>

- ・変更概要
- ・本編、FAQ
- ・用語集
- ・ツリー図
- ・業務フロー図
- ・機能要件
- ・帳票要件
- ・印字項目・諸元表、帳票レイアウト

## ○照会方式

以下の3項目について回答様式を送付し、選択肢等により回答いただく。

- ①機能要件
- ②帳票要件、帳票印字項目・諸元表、帳票レイアウト
- ③本編、FAQ、用語集、その他全般

# 令和4年度全国意見照会 回答様式(例)

## (1) 仕様書改定案(機能要件)に関するご意見

回答方法は、調査票回答の手引きに従ってください。また、原則として、第1.0版からの改定内容に関するご意見のみ記載いただきますようお願いいたします。  
 なお、業務欄が空白の場合、確認対象外となる可能性がありますのでご注意ください。

業務 (選択肢から 選択)	項番	枝番	意見の分類 (選択肢から選択)	新規意見区分 (選択肢から選 択)	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区 分 (選択肢から選 択)	意見発出者 (選択肢から選 択)
					修正前	修正後	分類(選択肢から選択)	詳細			
(例) 個人住民税	1.1.1.	一	①: 要件追加	①: 新規意見	...	...	②: 条例への対応・独自施策の実 現	...のため(修正が必要な根拠・効 果等を具体的に記載)	...のため(修正後の要件に想定し ている運用方法を具体的に記載)	①: 現行システ ムでパッケージ 標準で実装して いる機能	担当課
個人住民税			①: 要件追加	①: 新規意見			①: 地方税法(法律・政令・省令)へ の準拠・外部機関(eLTAX等)へ の対応			①: 現行システ ムでパッケージ 標準で実装して いる機能	担当課
法人住民税			②: 要件変更	②: 前回記載意 見			②: 条例への対応・独自施策の実 現			②: 現行システ ムでカスタマイズ を実施している機 能	情報政策担当 課
固定資産税			③: 要件削除				③: 都道府県・議会報告等への対 応			③: 現行システ ムでは使用してい ない機能	事業者
軽自動車税			④: 機能分類変更(実装すべ き→実装しなくても良い/実 装しない)				④: 現行事務処理・現行機能の踏 襲			④: スクラッチ開 発で実装	
収納管理			⑤: 機能分類変更(実装して もなくても良い/実装しない→ 実装すべき)				⑤: 過剰な要件				
滞納管理			⑥: 表現の見直し				⑥: 住民サービス向上				
税務共通							⑦: 業務効率化				
							⑧: 業務精度向上				

## (2) 仕様書改定案(帳票要件、帳票印字項目・諸元表、帳票レイアウト)に関するご意見

回答方法は、調査票回答の手引きに従ってください。また、原則として、第1.0版からの改定内容に関するご意見のみ記載いただきますようお願いいたします。  
 なお、業務欄が空白の場合、確認対象外となる可能性がありますのでご注意ください。

業務 (選択肢から選択)	仕様書改定案の対象 (選択肢から選択)	帳票No.	帳票No. (1.0版)	帳票名	項目番号	項目名称	意見の分類 (選択肢から選択)	新規意見区分 (選択肢から選択)	要件		意見の根拠		運用想定	現行システム区分 (選択肢から選択)	意見発出者 (選択肢から選択)
									修正前	修正後	分類(選択肢から選択)	詳細			
(例) 個人住民税	帳票要件		5	給与支払報告書(総括表)			①:要件追加	①:新規意見	…	…	①: 地方税法(法律・政令・省令)への準拠・外部機関(eLTAX等)への対応	…のため(修正が必要な根拠・効果等を具体的に記載)	…のため(修正後の要件に想定している運用方法を具体的に記載)	①: 現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	担当課
(例) 個人住民税	帳票レイアウト		71	扶養親族の所得状況等について(照会・回答)	14	問合せ先電話番号	②:要件変更	①:新規意見	…	…	③: 都道府県・議会報告等への対応	…のため(修正が必要な根拠・効果等を具体的に記載)	…のため(修正後の要件に想定している運用方法を具体的に記載)	③: 現行システムでは使用していない帳票	担当課
個人住民税	帳票要件						①:要件追加	①:新規意見			①: 地方税法(法律・政令・省令)への準拠・外部機関(eLTAX等)への対応			①: 現行システムでパッケージ標準で実装している帳票	担当課
法人住民税	帳票印字項目・諸元表						②:要件変更	②:前回記載意見			②: 条例への対応・独自施策の実現			②: 現行システムでカスタマイズを実施している帳票	情報政策担当課
固定資産税	帳票レイアウト						③:要件削除				③: 都道府県・議会報告等への対応			③: 現行システムでは使用していない帳票	事業者
軽自動車税							④:機能分類変更(実装すべき→実装しなくても良い/実装しない)				④: 現行事務処理・現行機能の踏襲			④: スクラッチ開発で実装	
収納管理							⑤:機能分類変更(実装しなくても良い/実装しない→実装すべき)				⑤: 過剰な要件				
滞納管理							⑥:表現の見直し				⑥: 住民サービス向上				
											⑦: 業務効率化				
											⑧: 業務精度向上				

### (3) 仕様書改定案(その他)のご意見

回答方法は、調査票回答の手引きに従ってください。また、原則として、第1.0版からの改定内容に関するご意見のみ記載いただきますようお願いいたします。  
 なお、資料名欄が空白の場合、確認対象外となる可能性がありますのでご注意ください。

資料名 (選択肢から 選択)	項番/ 章番号	項目名	意見の分類 (選択肢から選択)	新規意見区分 (選択肢から選択)	該当箇所	ご意見	意見発出者 (選択肢から選 択)
(例) 本編	1-4(5)	各地方団体の調達仕様書 の範囲との関係	①:追加	②:前回記載意見	...	...	担当課
本編			①:追加	①:新規意見			担当課
用語集			②:変更	②:前回記載意見			情報政策担当 課
FAQ			③:削除				事業者
その他			④:表現の見直し				

# 取りまとめた意見の優先度振り分け方法

- 選択肢で回答いただく項目の回答内容によって、検討の優先度の振り分けを実施。
- 優先度4に含まれる意見のうち、自動振り分けで4に該当したものの、実際には1～3に該当するものについては、1～3の取り扱いとする。

優先度	意見の分類	新規意見区分	意見の根拠	現行システム区分
優先度高 ↑ 1	—	—	①: 地方税法(法律・政令・省令)への準拠・外部機関(eLTAX等)への対応 ②: 条例への対応・独自施策の実現	—
2	①: 要件追加 ②: 要件変更 ⑥: 表現の見直し	①: 新規意見	⑤: 過剰な要件 ⑥: 住民サービス向上 ⑦: 業務効率化 ⑧: 業務精度向上	①: 現行システムでパッケージ標準で実装している機能 ②: 現行システムでカスタマイズを実施している機能
3	①: 要件追加 ②: 要件変更 ⑥: 表現の見直し	②: 前回記載意見	⑤: 過剰な要件 ⑥: 住民サービス向上 ⑦: 業務効率化 ⑧: 業務精度向上	①: 現行システムでパッケージ標準で実装している機能 ②: 現行システムでカスタマイズを実施している機能
↓ 優先度低 4	③: 要件削除 ④: 実装類型変更(実装すべき→実装しなくても良い/実装しない) ⑤: 実装類型変更(実装しなくても良い/実装しない→実装すべき)	—	③: 都道府県・議会報告等への対応 ④: 現行事務処理・現行機能の踏襲	③: 現行システムでは使用していない機能 ④: スクラッチ開発で実装



# 令和4年度全国意見照会の結果について

○ 令和4年6月1日から15日までの2週間において、全国市区町村等に対し意見照会を実施。201団体から約6,700の意見が提出された。

## 機能要件（その他意見も含む）

	意見数	修正した要件数
個人	611	84
法人	162	34
固定	738	39
軽自	666	34
収納	520	47
滞納	464	41
共通	213	12
その他	171	26
<b>合計</b>	<b>3,545</b>	<b>317</b>

## 帳票要件

	意見数	修正した要件数
個人	359	15
法人	126	13
固定	1,522	36
軽自	239	12
収納	425	15
滞納	541	18
<b>合計</b>	<b>3,212</b>	<b>109</b>

	意見数	修正した要件数
<b>総合計</b>	<b>6,757</b>	<b>426</b>

# 税務システム標準仕様書【第2.0版】における機能要件数・帳票要件数

## 1. 機能要件数

税目	実装必須機能	標準オプション機能	実装不可機能
個人住民税	294(27)	391	—
法人住民税	113(4)	182	1
固定資産税	133(15)	126	—
軽自動車税	107(6)	67	—
収納管理	304(3)	101	1
滞納管理	144(1)	170	—
税務共通	62(3)	46	4

## 2. 帳票要件数

税目	外部帳票		内部帳票	
	実装必須帳票	標準オプション帳票	実装必須帳票	標準オプション帳票
個人住民税	25	26	87	68
法人住民税	10	15	24	13
固定資産税	28	30	35(1)	20
軽自動車税	14	35	40	30
収納管理	21	35	76	15
滞納管理	142	175	106	109

※1 上記表の数字は、政令指定都市要件は除いている。

※2 上記表中、( )内の数字は、「実装必須」として整理したもののうち、当分の間、「標準オプション」へと緩和して位置づけた要件数。

## 2. 全国意見照会版から【第2.0版】への変更概要

# 全国意見照会版から【第2.0版】への変更概要

○ 全国意見照会版について、主として以下の観点から、標準仕様書【第2.0版】への改定案の検討を行った。

## (1) 全国意見照会の反映

第2.0版(案)を基に、全国意見照会を実施。頂戴した御意見に基づき、標準仕様書の見直しに係る検討を進めた。

スライドP.7で示す「取りまとめた意見の優先度振り分け方法」に基づき、意見の性質も確認して実質的に優先度1～3に振り分けられる意見を反映するか否かについて各税目でWTを開催して検討を進めた。

また、税目横断的課題に加えて、疑義を受けた箇所について積極的にFAQや用語集への追加を図ることで、標準仕様書の明確化に取り組んだ。

## (2) 帳票に係るOCR・AI-OCRの導入検討

レイアウトを定めている帳票について、検討会やWTにてAI-OCRに対応したデザインにすべきか(標準化するか)を検討するため、WT構成員及び指定都市にOCR・AI-OCRの活用状況や今後の導入に向けた検討状況を調査した。

この調査結果に基づき、各税目でOCR・AI-OCRに対応した帳票レイアウトの導入可能性を確認して要件へ反映した。

## (3) 標準仕様書間の横並び調整方針の反映

デジタル庁が示す標準仕様書間の横並び調整方針に基づく反映・更新作業を実施した。

＜横並びで見直しを検討した内容＞

- 中間標準レイアウトや地域情報プラットフォームの引用について
- 文字要件に関すること
- 公的給付支給等口座に関すること
- DV等支援措置に関すること
- 宛名番号/住登外者宛名番号に関すること
- 団体内統合宛名番号に関すること
- EUCに関すること 等

## (4) 機能IDの付番と様式の改定

デジタル庁が示す「地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針(令和4年7月7日)」に基づき、機能の単位の見直しを実施した。

具体的には、今後パッケージごとの準拠性を確認していく必要性に向けて、一要件の項番(セル)内に複数機能の要素が含まれている場合は「●●できること」「▲▲できること」でそれぞれの要件を分割する。同時に、各要件に機能IDを付番することで、一意に特定可能な仕様書とした。

# 全国意見照会版から【第2.0版】への変更点①(FAQ、用語集の充実化)

- 全ての税目間で統一的な優先度振り分けを実施して効率的に検討を進めると同時に、標準仕様書本編の修正及びFAQ・用語集の充実化を実施して、標準仕様書のアップデートに取り組んだ。

地方団体からの疑義を解消するために、FAQを充実化。  
(詳細は、FAQをご確認ください。)

標準仕様書上の用語の定義を明確化するため用語集を更新。  
(詳細は、用語集をご確認ください。)

## 全国意見照会を経て追加したFAQ(例)

35. 標準仕様書に対応した帳票を調達するにあたり、現在定義されていない内部帳票等の印字項目・諸元表や帳票レイアウトを作成しますか。
36. 都道府県や国の行政機関への報告等については、どのように対応するのかご教示ください。
37. 「実装必須機能」の一部について、当分の間、「標準オプション機能」へ位置付けられる項目がありますが、「標準オプション機能」が残ると、地方団体が必要とする機能をベンダが実装しない場合、団体にとって大きな負担となります。「当分の間」とは、どれくらいの期間でしょうか。また、今後、どのような対応をするのでしょうか。

## 全国意見照会を経て追加した用語(例)

- |     |   |
|-----|---|
| 15  | 課税情報<br>(課税対象者ごとの課税の根拠となる情報、税額や控除額等の税額通知書や所得証明書に出力する管理項目全般を指す。)   |
| 46  | サマリ入力<br>(種類別明細書を登録せずに、償却資産申告書のみを登録すること。)   |
| 69  | 申告整理番号<br>(申告書の登録連番に付される整理番号。)  |
| 74  | 税務署整理番号<br>(税務署で使用される整理番号(旧法源番号を指す)。)   |
| 83  | 建物番号<br>(登記記録の表題部に記録されている建物の名称。)  |
| 91  | 電算処理<br>(納税義務者が所有する全ての償却資産について、評価額等まで計算して申告する処理方式のこと。)  |
| 108 | パラメータ設定<br>(特定の条件下でのシステムの処理を複数パターン用意し、マスタ等に設定した変数にて実施する処理を選択できる実装方式における変数の設定作業を指す。システム導入時あるいは保守の際に任意の値を定め、各地方団体の運用に最適なシステム処理が提供されることを想定している。) |

# 全国意見照会版から【第2.0版】への変更点②(帳票に係るOCR・AI-OCRの導入検討)

○ WT構成員・政令指定都市へ調査した結果も踏まえて、帳票レイアウトをOCR・AI-OCRに対応する要件へと変更した。

## OCR/AI-OCR対応に改めた帳票

対応税目	対応帳票数	該当帳票
固定資産税	11	増減確認はがき(明細なし)
		増減確認はがき(明細あり)
		種類別明細書(減少資産用)(専用紙かつ複写式)
		種類別明細書(減少資産用)(専用紙)
		償却資産申告書(償却資産課税台帳)(専用紙)
		種類別明細書(増加資産・全資産用)(専用紙)
		種類別明細書(減少資産用)(汎用紙)
		償却資産申告書(償却資産課税台帳)(専用紙かつ複写式)
		償却資産申告書(償却資産課税台帳)(汎用紙)
収納管理	1	還付請求書(郵送)
		合計

## OCR/AI-OCR対応のデザイン

【例】収納管理「還付請求書」

### 修正前

■振込先口座情報

以 外 の 金 庫 農 協 等	金融機関名	銀行 金庫 農協 ( )	支店名	本店 支店
	金融機関コード	支店コード	口座番号(右づめ)	口座種別
				1 2 3 普通 当座 その他
銀 行 の 金 庫 農 協 等	金融機関コード	通帳記号	通帳番号(右づめ)	預金種目
	9900	1	0 の	1 普通

(注意)ゆうちょ銀行の通帳記号と通帳番号の間に1桁の数字がある場合、その数字は記入不要です。

口座名義人	フリガナ													
	氏名													

### 修正後

■振込先口座情報

以 外 の 金 庫 農 協 等	金融機関名	1 銀行 2 金庫 3 農協 4 ( )	支店名	1 本店 2 支店
	金融機関コード	支店コード	口座番号(右づめ)	口座種別
				1 2 3 4 普通 当座 貯蓄 その他
銀 行 の 金 庫 農 協 等	金融機関コード	記号番号	口座番号(右づめ)	預金種目
	9900	1	0 の	1 普通
口座金 利受 用数	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します			

(注意)ゆうちょ銀行の通帳記号と通帳番号の間に1桁の数字がある場合、その数字は記入不要です。  
公金受取口座設定済かつ公金受取口座利用意思がある場合、口座情報は記入不要です。公金受取口座利用欄にチェック印を記載してください。

口座名義人	フリガナ													
	氏名													

- ✓ 選択項目について番号を記入する形式とする等、デザインを修正
- ✓ 読み取った項目はRPA等にてシステム入力する運用を想定

○ デジタル庁が示す標準仕様書間の横並び調整方針に基づく反映・更新作業を実施した。

## 標準仕様書間の横並び調整方針

- デジタル庁は、各基幹業務システムの標準仕様書間の整合性を図るため、各業務共通で規定すべき事項について、各府省の意見を踏まえた上で、「標準仕様書間の横並び調整方針」を策定する。
- デジタル庁が示した調整方針を踏まえて、各制度所管府省は、各基幹業務システムの標準仕様書にその内容を反映させる。
- デジタル庁は、令和4年6月に、21項目について、横並び調整方針を策定（令和4年8月に改定）し、現在、各制度所管府省が標準仕様書への反映を検討中。今後も、標準仕様書の横並びの観点から、必要な調整を行う予定。

(例) 中間標準レイアウトや地域情報プラットフォームの引用に関すること

### ①標準仕様書の横並びを確認（デジタル庁）

住民記録	税務共通	介護保険	就学（学齢簿）
10.6中間標準レイアウト仕様での出力  「中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）」で定義された表形式（移行ファイル構成表、移行ファイル関連図、データ項目一覧表、コード構成表、コード一覧）、XML形式又はCSV形式（レイアウト仕様）に準拠したデータ抽出機能が提供されること。	1.8.6. 中間標準レイアウト仕様での出力  「中間標準レイアウト仕様」で定義された表形式（移行ファイル構成表、移行ファイル関連図、データ項目一覧表、コード構成表、コード一覧）、XML形式又はCSV形式（レイアウト仕様）に準拠したデータ出力機能が提供されること。	1.1.2.  住民記録の異動情報を元に、各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容を確認できること。 ※1 各事業は、 <u>地域情報プラットフォーム標準仕様の障害者福祉業務ユニット</u> に記載の事業とする。	6.1.1 地域情報プラットフォーム標準仕様に基づく連携  地域情報プラットフォーム標準仕様に定義されている他業務ユニットからのデータ受信については、準拠レイアウトでSOAP通信又は数分間隔でのFTP等によるファイル連携ができるようにすること。

### ②横並び調整方針の策定（デジタル庁）

#### 1. 中間標準レイアウトや地域情報プラットフォームの引用に関すること

- 「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の策定を踏まえ、標準仕様書において従うべきデータ要件の標準として記載されている「中間標準レイアウト」については「データ要件の標準」に、従うべき連携要件の標準として記載されている「地域情報プラットフォーム」については「連携要件の標準」に改める。

### ③各業務の標準仕様書に反映（各制度所管府省）

## 標準仕様書間の横並び調整方針の項目一覧

1. 本文の構成に関すること
2. 標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること
3. マイナポータルぴたりサービスに関すること
4. 庁内データ連携に関すること
5. 宛名番号に関すること
6. 住登外者宛名番号に関すること
7. 団体内統合宛名番号に関すること
8. 操作権限設定・管理に関すること
9. EUCに関すること
10. 統合収滞納管理に関すること
11. 検索文字入力に関すること
12. 大量印刷に関すること
13. バッチ処理／一括処理に関すること
14. 中間標準レイアウトや地域情報プラットフォームの引用に関すること
15. 文字要件に関すること
16. 金融機関マスタに関すること
17. 住所マスタに関すること
18. バーコード、QRコードに関すること
19. 引越しOSSに関すること
20. 公的給付支給等口座に関すること
21. DV等支援措置に関すること



# 全国意見照会版から【第2.0版】への変更点④（機能IDの付番と様式の改定）

○ デジタル庁が、「地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針（令和4年7月7日）」の「3. 機能ID（1）機能の単位」において、各業務が機能要件上に定義する機能の単位を示したことを受け、税務システム標準仕様書においても、以下の区分に応じて、機能の単位の見直しを実施。

【参考】 地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針（令和4年7月7日）

「3. 機能ID（1）機能の単位」（抜粋）

（1）機能の単位

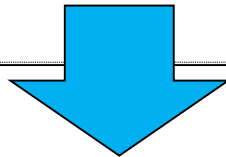
- 機能の単位は、原則、標準仕様書において「・・・こと」と記載されているものを1単位とする。
- ただし、「・・・こと」と記載されているが、複数の機能がある場合には、適切な適合性確認を行うことができるよう、分割・統合をして、1単位とする。

区分		対応要否	対応方針
機能要件	実装必須機能	要対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、地方団体等でパッケージごとの準拠性を確認していく必要や、各事業者においても、自社のパッケージシステムにどの機能が実装されているか地方団体に明示できることから、「●●できること」、「▲▲できること」で詳細に分割したID付番を行う。</li> <li>管理項目も可能な限り必要な単位で分割する。</li> <li>第1.0版との紐づけを保つため、枝番の再採番をしない。</li> </ul>
	標準オプション機能	要対応	
	実装不可機能	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>要件数が少なく、既に細分化されていること等から、「●●できること」、「▲▲できること」で詳細に分割したID付番は行う必要がない。</li> </ul>
帳票要件	—	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>帳票単位にID付番を行う。</li> </ul>
印字項目・諸元表	—	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>帳票単位にID付番を行う。</li> <li>印字項目ごとのID付番等は不要。</li> </ul>

# ■ 例示

## < 全国意見照会版 >

標準仕様書		機能要件		実装類型	備考	要件の考え方・理由
項番	枝番	機能名称	機能要件	実装類型	備考	要件の考え方・理由
	2		以下の法人基本情報を登録できること。  <法人基本情報> ・代表者住所 ・税務署整理番号 ・eLTAx利用者ID ・主要法人フラグ（市町村が任意に定める法人） ・支店ごとの開廃年月日 ・予定・中間区分（予定／中間） ・届出整理番号（庁内処理用に届出処理に付番） ・被合併法人情報（法人名、所在地及び合併年月日） ・管轄税務署の名称	実装してもしなくても良い	整理番号（庁内処理用に届出処理に付番する番号）は、自動・手動付番などの付番形態を問わない。	整理番号と表現される番号が現行運用上で複数確認されているため、本標準仕様書（法人住民税）においては、以下の分類に基づき用語を定義する。 【用語整理】 ①届出整理番号（法人設立届出等の管理番号。庁内処理用） ②発行整理番号（申告書の発行番号） ③申告整理番号（申告書の登録運番） ④税務署整理番号（税務署で使用される整理番号）※旧法源番号  税務署整理番号は、今後重要性が下がるものの、現在も税務署とのやり取りで利用している地方団体があるため、「実装してもしなくても良い機能」とする。 法人の代表者住所については、eLTAxで使用する法人設立・設置届及び異動届には記載欄があることから管理項目としている地方団体があるため、実装してもしなくても良い機能とする。 利用者IDについては、納税者との連絡や問い合わせ対応に使用するため法人基本情報として管理する運用も想定されることから、実装してもしなくても良い機能とした。



## < 第2.0版 >

機能IDの付番

標準オプション要件の分割

実装区分の表記変更

標準仕様書		機能要件		実装区分	備考	要件の考え方・理由
項番	枝番	機能名称	機能ID	実装区分	備考	要件の考え方・理由
	2		0110002	標準オプション機能		整理番号と表現される番号が現行運用上で複数確認されているため、本標準仕様書（法人住民税）においては、以下の分類に基づき用語を定義する。 【用語整理】 ①届出整理番号（法人設立届出等の管理番号。庁内処理用） ②発行整理番号（申告書の発行番号） ③申告整理番号（申告書の登録運番） ④税務署整理番号（税務署で使用される整理番号）※旧法源番号
	2	・代表者住所	0110003	標準オプション機能		法人の代表者住所については、eLTAxで使用する法人設立・設置届及び異動届には記載欄があることから管理項目としている地方団体があるため、標準オプション機能とする。
	2	・税務署整理番号	0110004	標準オプション機能		税務署整理番号は、今後重要性が下がるものの、現在も税務署とのやり取りで利用している地方団体があるため、「標準オプション機能」とする。
	2	・eLTAx利用者ID	0110005	標準オプション機能		eLTAx利用者IDについては、納税者との連絡や問い合わせ対応に使用するため法人基本情報として管理する運用も想定されることから、標準オプション機能とした。
	2	・主要法人フラグ（市町村が任意に定める法人）	0110006	標準オプション機能		
	2	・支店ごとの開廃年月日	0110007	標準オプション機能		
	2	・予定・中間区分（予定／中間）	0110008	標準オプション機能		
	2	・届出整理番号（庁内処理用に届出処理に付番）	0110009	標準オプション機能		届出整理番号（庁内処理用に届出処理に付番する番号）は、自動・手動付番などの付番形態を問わない。
	2	・被合併法人情報（法人名、所在地及び合併年月日）	0110010	標準オプション機能		

## ○ 委員からご意見いただいた点に関して、地方団体の課題認識も踏まえてFAQで明確化した。

### ● 都道府県への報告等について

統計調査の統一化・標準化まで踏み込むべきというご意見を頂戴しており、全国意見照会でも同旨の意見が複数寄せられたため、再度検討を行った上で、FAQにおいて考え方等を明確化。

#### ■ FAQ

##### Q36

都道府県や国の行政機関への報告等については、どのように対応するのかご教示ください。

##### A36

左記報告等については、回答様式に頻繁な修正・変更等のある場合が多いことやそれぞれ実施時期が異なること、都道府県ごとに報告等の実施の有無や様式等に差異が存在すること等の問題から、要件を一意に定義することは困難であると判断しました。

例えば、現行運用においては、「固定資産の価格等の概要調書」は調査票の確定から調査の実施、都道府県への提出が4月～6月であるところ、「市町村税課税状況等の調」ではそれが6月～8月となっており、毎年標準仕様書の改定サイクルを組み込むことが困難となってしまいます。

そこで、左記報告等についてはEUC機能や外付けツール等による対応を基本とし、これらの報告等に必要なデータ等を仕様書に定義するとともに、当該データ等を抽出・出力できるようEUC機能を実装必須機能として規定しています。(なお、パッケージシステム内に、EUC機能とは別に当該データ抽出・出力する機能自体を実装することも可能です。)

### ● 実現性評価を踏まえた見直しについて

「標準版」と「厳選機能版」の2つの版を並立させるとメンテナンスが煩雑になるといったご懸念の意見を頂戴したため、2つの版で実装区分が異なる箇所は、全て【実装必須機能】と整理したうえで、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける過渡的な対応とした。この点、全国意見照会でも意見・質問が複数寄せられたため、FAQにおいて考え方等を明確化。

#### ■ FAQ

##### Q37

「実装必須機能」の一部について、当分の間、「標準オプション機能」へ位置付けられる項目がありますが、「標準オプション機能」が残ると、地方団体が必要とする機能をベンダが実装しない場合、団体にとって大きな負担となります。「当分の間」とは、どれくらいの期間でしょうか。また、今後、どのような対応をするのでしょうか。

##### A37

標準仕様書における「実装必須機能」とは、標準的な地方団体にとって確実に実装する必要のある機能を指します。

ただし、地方団体の人口規模や組織体制に応じて各事業者における実装状況にかなりの差異がある機能については、当分の間(一般的なシステムの更改期間である概ね5年程度を想定)、「標準オプション機能」としつつ、標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しました。

「実装必須機能中、当分の間、標準オプション機能」に位置づけられている項目については、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、今後、解消を図る予定です。

### 3. 今後の主な検討課題

## 今後の主な検討課題

- 今後、下記の事項等について検討の上、標準仕様書【第2.0版】の改定を予定。
- また、地方税においては、毎年度、税制改正が行われることから、税制改正を踏まえた標準仕様書の改定方法や各地方団体のシステムが標準仕様書に準拠しているかどうかの判定方法等についても、今後、検討を行うこととする。

### ① 今後、検討を行い、改定を行う事項(予定)

- ・ 令和6年度から課税が開始される森林環境税の要件等の実装
- ・ 今年度初めて標準仕様書が策定される「国民健康保険」などの他業務システムとの調整
- ・ 今後、デジタル庁が策定する「基本方針」等を踏まえた対応
- ・ 別途、「地方税における電子化の推進に関する検討会・実務者WG」において検討している「申告・申請手続のオンライン化」や「処分通知等のオンライン化」への対応
- ・ その他、地方団体やベンダからの意見を踏まえた対応 等

### ② 標準仕様書の改定方法の確立等

- ・ 毎年度の税制改正に対応するための、標準仕様書の改定方法（体制、改定プロセス、スケジュール等）の検討・確立が必要。
  - 令和4年9月以降、ベンダや地方団体等と調整予定。
- ・ 各地方団体のシステムが標準仕様書に準拠しているかどうかの判定方法等の検討
  - 令和4年9月以降、デジタル庁等と調整の上、検討・策定。

**(参考) 業務ごとの変更概要**  
**(全国意見照会版から【第2.0版】への変更概要)**

# 全国意見照会版から【第2.0版】への変更概要(個人住民税・機能要件)

- 以降のページは、全国意見照会時から現時点版への変更を、税目ごと、要件ごとに例示したもの。  
 なお、個々の要件の変更点・改定理由は、別途、本体資料を参照。

要件No.	全国意見照会版	全国意見照会を踏まえた検討経過	第2.0版
2.1.63. 税額計算 (税額決定)	—	全国意見照会にて、生命保険料控除額と支払金額が合わない場合の考慮が必要との要望があったため、WTで運用状況を確認し本要件を追加することとした。	<p>【標準オプション】                      所得税の生命保険料控除から支払額をシステムで算定し、その支払額から住民税の生命保険料控除を作成し、税額計算に反映できること。</p> <p>【要件の考え方・理由】                      生命保険料控除に関して、控除額と支払金額が合わないケース(支払金額の記載がない場合も含む)が発生する状況を考慮した機能であるが、システム外で計算したうえで個別に修正する運用も想定されるため、標準オプション機能としている。</p>
2.4.14. 両年度 異動処理	<p>【実装すべき機能】                      現年度と新年度で取扱いが異なる異動届の場合の対処ができること。</p>	<p>全国意見照会にて、“対処”が何を意味しているかの詳細化を求められたことから、WTで具体的な運用想定を確認し、機能要件の補記及び備考への追記を実施した。</p>	<p>【実装必須機能】                      現年度と新年度で取扱いが異なる異動届の場合に現年度は特別徴収の一括徴収とし新年度は普通徴収に切り替える処理や新年度を再度特別徴収に切り替える処理ができること。</p> <p>【備考】                      以下のようなケースを想定している。                      ・退職により現年度は特別徴収の一括徴収処理とし、新年度は普通徴収に切替える                      ・退職により現年度特別徴収の一括徴収処理をし、新年度は普通徴収に切替えとしたが、新年度は再雇用のため同一事業者のもとで特別徴収とする</p>
4.5.14. 普通徴収 納税通知書 等発行	<p>【実装すべき機能】                      新年度の課税証明書について、賦課決定(通知書発布)がまだされていない場合は、発行できないよう制御できること。</p>	<p>全国意見照会にて、発行制御に係る運用に差異があり団体ごとに異なる日付の指定が必要であることが確認できたため、要件を修正した。</p>	<p>【実装必須機能】                      新年度の課税証明書について、賦課決定がされていない場合の発行制御ができるよう、発行不可とする期間や発行可能となる日付の設定ができること。</p>

# 全国意見照会版から【第2.0版】への変更概要(個人住民税・帳票要件)

要件No.	全国意見照会版	全国意見照会を踏まえた検討経過	第2.0版
No. 34  扶養更新 エラーリスト	<p><b>【主な出力条件】</b>  <b>&lt;実装すべき出力条件&gt;</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養者、被扶養者の所得要件の超過</li> <li>・年齢要件の誤り</li> <li>・被扶養者が特定できなかったもの</li> <li>・事業専従者かつ被扶養者となっているもの</li> <li>・配偶者特別控除の重複</li> <li>・扶養人数と被扶養者情報不一致</li> <li>・配偶者所得の不一致</li> <li>・対象者特定時のエラー(マイナンバーのみで一致している、生年月日とカナ氏名が一致するが、マイナンバーが違う)</li> </ul> </p>	<p>全国意見照会にて、被扶養者の定義の明確化や扶養更新時にエラーとなり易い条件の追加の要望があったため、出力条件とする項目及び表現の見直しを実施した。</p>	<p><b>【主な出力条件】</b>  <b>&lt;実装必須出力条件&gt;</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・扶養者、被扶養者の所得要件の超過</li> <li>・年齢要件の誤り</li> <li>・被扶養者(所得金額調整控除対象被扶養者含む)が特定できなかったもの</li> <li>・事業専従者かつ被扶養者(所得金額調整控除対象被扶養者含む)となっているもの</li> <li>・配偶者特別控除の重複</li> <li>・扶養(同一生計配偶者含む)の重複</li> <li>・扶養人数と被扶養者(所得金額調整控除対象被扶養者含む)情報不一致</li> <li>・配偶者所得の不一致</li> <li>・「ひとり親控除」の条件に該当しないもの</li> <li>・「障害者控除」の条件に該当しないもの</li> <li>・対象者特定時のエラー(マイナンバーのみで一致している、生年月日とカナ氏名が一致するが、マイナンバーが違う)</li> </ul> </p>
No. 123  その他資料箋 提出者の資料 登録状況確認 リスト	<p><b>【実装すべき帳票】</b>  <b>【帳票概要(帳票の用途)】</b>          その他の資料箋以外に課税資料がある、又はその他の資料箋自体が複数件数ある対象者を抽出したリスト(データ)          対象者及び対象資料が特定できる情報を出力する          資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する          その他資料箋は、国税連携システムで送信されない確定申告書の付属資料(収支内訳書や住宅借入金等特別控除の計算明細書等)や報酬等の法定調書(複数枚提出の確認)を指す</p>	<p>全国意見照会にて、抽出対象者の条件の詳細化を求められたため、業務上の必要事項を確認し、帳票概要を補記した。          また、要件を【実装必須】から【標準オプション】に変更した。</p>	<p><b>【標準オプション帳票】</b>  <b>【帳票概要(帳票の用途)】</b>          その他の資料箋の登録がありその他の資料箋以外に課税資料がある、又はその他の資料箋自体が複数件数ある対象者を抽出したリスト(データ)          対象者及び対象資料が特定できる情報を出力する          資料登録、資料合算、税額計算及び更正処理等に係るチェック処理の実施結果として出力する          その他資料箋は、国税連携システム(KSK)で送信されない確定申告書の付属資料(収支内訳書や住宅借入金等特別控除の計算明細書等のe-Taxの添付資料データ)や報酬等の法定調書(複数枚提出の確認)を指す</p>



# 全国意見照会版から【第2.0版】への変更概要(法人住民税・機能要件)

要件No.	全国意見照会版	全国意見照会を踏まえた検討経過	第2.0版
2.2.3.枝2 訂正・削除	<p>【実装してもしなくても良い機能】 調定締め処理を行える機能を有し、調定締め後は対象申告の削除を制御できること。</p>	<p>全国意見照会を通じて、調定締め処理を行える機能とそれに伴う各種制御機能は、別途に分けて適切な機能要件として定義すべきとのご意見を頂戴した。</p>	<p>【標準オプション機能】 調定の締め処理を実施後は、対象申告の削除を制御できること。</p>
3.1.8.枝2 更正処理	—	<p>これを踏まえて、調定締め処理を行える機能は、機能要件7.1.5.で定義し、機能要件2.2.3.枝2は、調定締め処理を実施した後の対象申告の削除を制御する機能として整理した。</p> <p>併せて、調定締め処理を実施した後は、更正・決定処理の取消しや変更も制御する機能が必要との御意見を踏まえて、機能要件3.1.8.枝2に追加している。</p>	<p>【標準オプション機能】 調定の締め処理を実施後は、更正・決定処理の取消及び変更を制御できること。</p>
7.1.5. 調定処理	—		<p>【標準オプション機能】 調定締め処理を行える機能を有すること。</p>
2.2.17. 申告入力 (共通)	<p>【実装しない機能】 最新事業年度の申告登録時に、事業年度を任意に変更できる機能。 また、申告登録時に変更した事業年度を、法人基本情報へ反映できる機能。</p>	<p>機能要件2.2.17.の記載が正確に伝わりづらいことを確認できたため、要件の書きぶりを整理している。</p> <p>なお、「最新事業年度の申告登録時に、事業年度を任意に変更できる機能。」は、申告書登録時に事業年度を任意に変更できなくなると、予期しないパターンに対応できなくなる可能性が懸念されたため「法人基本情報と異なる事業年度を申告情報として登録する場合にアラートを出力する機能」に緩和することで整理している。</p>	<p>2.2.17.枝1 【実装必須機能】 最新事業年度の申告登録時に、法人基本情報で管理する事業年度と異なる事業年度を申告情報として登録する場合には、アラートを出力すること。</p> <p>2.2.17.枝2 【実装不可機能】 申告登録時に変更した決算期(半年決算法人の管理を含む)又は事業年度を、法人基本情報へ反映できること。</p>

# 全国意見照会版から【第2.0版】への変更概要(法人住民税・帳票要件)

要件No.	全国意見照会版	全国意見照会を踏まえた検討経過	第2.0版
No. 1 営業証明書	【帳票印字項目・諸元表】 代表者氏名 事業種目	<p>全国意見照会では、以下の理由から、帳票印字項目・諸元表で定める「代表者氏名」及び「事業種目」を定義しないことを望む意見が複数確認された。</p> <p>①実態にそぐわない内容を公的な証明書として発行する恐れがある。</p> <p>②最新情報を確認するための事務負担増につながりうる 上記の懸念も考慮して「代表者氏名」「事業種目」の備考欄に以下の記載を追加した。 「空欄または****を印字することも可能とする。」</p>	<p>&lt;帳票印字項目の備考欄&gt; 「空欄または****を印字することも可能とする。」</p>
No. 10 予定申告書 (汎用紙)	【帳票印字項目・諸元表】 首長肩書	<p>全国意見照会では、「殿」「宛」等自治体が設定した首長名方を申告書送付時の首長名の右隣に印字していることから、自治体がHPで公開する申告書や送付する申告書について、首長肩書の右隣に「殿」「宛」等を印字できる機能を設けるべきとのご意見を頂戴した。</p> <p>この「殿」「宛」等の印字有無は、自治体ごとに選択可能とすべきと考えるため、帳票印字項目で定める首長肩書の備考欄にその旨を補記する。</p>	<p>&lt;帳票印字項目の備考欄&gt; 「受付印欄の横に出力する首長肩書(〇〇〇〇長)の後に続いて、「殿」若しくは「宛」といった首長名方を出力することも許容する。」</p>
No. 13 中間申告書 (汎用紙)			
No. 16 確定申告書 (汎用紙)			
No. 19 均等割申告書 (汎用紙)			
No. 22 清算予納申告書 (汎用紙)			
No. 63 月別調定集計表	帳票要件として定義	<p>帳票No.63「月別調定集計表」は、これまでの検討経過を通じて「法人別」という記載が削除されたことで、帳票No.69「月別調定額集計表(月別集計表)」と同一の帳票要件として重複することとなっていたため削除する。</p>	削除

# 全国意見照会版から【第2.0版】への変更概要(固定資産税・機能要件)

要件No.	全国意見照会版	全国意見照会を踏まえた検討経過	第2.0版
2.2.1.枝番1 課税台帳管理	<p>【実装すべき機能】 ～略～ &lt;家屋(補充)課税台帳情報&gt; ～略～ ・区分所有情報(持分割合、部屋番号、軽減対象床面積、専有部分の床面積、共用部分の床面積、1棟全体の床面積) ～略～</p>	<p>地方団体から専有部分の床面積について、併用住宅の場合があるため、居住部分及びその他部分と分けて管理する必要とのご意見があった。WTで検討した結果、当該機能を必要とする地方団体が多数であったため、実装必須機能として要件化した。</p>	<p>【実装必須機能】 ～略～ &lt;家屋(補充)課税台帳情報&gt; ～略～ ・区分所有情報(持分割合、部屋番号、軽減対象床面積、専有部分の床面積(居住部分及びその他部分)、共用部分の床面積、1棟全体の床面積) ～略～</p>
8.1.1 納税通知書等 発行  8.1.8.枝番1 登記所への 通知  8.1.9.枝番1 都道府県への 通知  8.1.10.枝番1 税務署への 通知	<p>【実装すべき機能】 課税明細書をCSV形式で出力できること。 ※これらの通知の詳細については、全国意見照会と並行して別途検討中であり、標準仕様書2.0版までに検討結果を反映する予定。 ～略～</p>	<p>経済団体連合会、各都道府県、法務省及び国税庁と調整した結果、以下の通知の詳細が決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税明細書</li> <li>・登記所宛の評価額決定通知書</li> <li>・都道府県宛での固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知</li> <li>・所轄税務署宛での相続税法第58条通知</li> </ul> <p>これにより、仕様書上、検討中としていた電子データ(CSVデータ)のファイルレイアウトを機能要件の別紙として定義した。</p>	<p>※以下の通知の電子データ(CSVデータ)のファイルレイアウトを、機能要件の別紙として定義した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税明細書</li> <li>・登記所宛の評価額決定通知書</li> <li>・都道府県宛での固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知</li> <li>・所轄税務署宛での相続税法第58条通知</li> </ul>
3.1.8.枝番2 次年度向け 償却資産 課税台帳 作成	<p>【実装すべき機能】 ～略～ &lt;法人基本情報&gt; ～略～</p>	<p>地方団体から償却資産に係る新規対象者を把握するためには、法人基本情報の「・収益事業開始年月日及び廃止年月日」が必要とのご意見があった。WTで検討した結果、当該項目を必要とする地方団体が多数であったため、実装必須機能として要件化した。</p>	<p>【実装必須機能】 ～略～ &lt;法人基本情報&gt; ～略～ ・収益事業開始年月日及び廃止年月日</p>

# 全国意見照会版から【第2.0版】への変更概要(固定資産税・帳票要件)

要件No.	全国意見照会版	全国意見照会を踏まえた検討経過	第2.0版
No.73 課税明細書 (都計なし) No.74 課税明細書 (都計あり) 等	都市計画税の記載がない帳票を帳票要件に実装すべき帳票として定義していた。 ※都市計画税の記載がある帳票を「実装してもしなくても良い帳票」として定義。	経済団体連合会から課税明細書について、都市計画税の記載有無で帳票を分けて定義していたため、地方団体によって印字内容が異なり伝票処理が煩雑となるのご意見を受けた。 WTで検討した結果、都市計画税の記載がある帳票に統一することとなった。また、標準化の趣旨も鑑み他の全ての帳票についても同様の整理とした。	都市計画税の記載がある帳票を実装必須帳票とし、都市計画税の記載がない帳票を削除とする。なお、都市計画税を課していない場合は、都市計画税の欄を斜線とする。
No.69 納税通知書 (土地・家屋・償却資産)(都計あり) No.74 課税明細書 (土地・家屋・償却資産)(都計あり)  等	帳票要件に用紙サイズ「不定形」として定義。(A4縦等に統一していなかった。)	経済団体連合会から地方団体ごとに受領する紙の納税通知書・課税明細書の用紙サイズが異なっていることで、伝票処理(ファイリング、スキャン、他各種事務処理)が煩雑となっているため、用紙サイズを統一してほしいのご意見を受けた。 複数の印刷事業者に対してヒアリングを実施したところ、用紙サイズに応じた印刷費用の傾向に差異があったこと、A4縦サイズでは対応できない印刷事業者がいることから、A4縦サイズと納付書と同じサイズの2パターンの定義が必要であるとの見解を得た。 上記について、WTで検討した結果、同意を得られたため、納税通知書及び課税明細書について、A4縦サイズと納付書と同じサイズの2つを実装必須帳票として定義し、地方団体が選択できることとした。	帳票要件に用紙サイズ「A4縦」、「納付書と同サイズ」の2つを実装必須帳票として定義し、地方団体が選択できることとする。
No.18 償却資産申告書 (償却資産課税台帳) (専用紙かつ複写式) 等	帳票レイアウトを定義	地方団体から各種帳票について、AI-OCRに対応した帳票レイアウトしてほしいのご意見を受けた。 WT構成員及び指定都市会に確認したところ、償却資産申告書及び種類別明細書について、現行運用としてAI-OCRを活用している団体はいないものの、今後の活用を検討している団体が多数であったため、AI-OCRの活用を見越した帳票レイアウトに変更した。	償却資産申告書及び種類別明細書について、AI-OCRの活用を見越した帳票レイアウトに変更。

# 全国意見照会版から【第2.0版】への変更概要(軽自動車税・機能要件)

要件No.	全国意見照会版	全国意見照会を踏まえた検討経過	第2.0版
1.1.16. 代理人管理	<p>各種代理人(相続人代表者・相続人・納税管理人・成年後見人・その他)を管理(設定・保持・修正)できること。</p> <p>&lt;代理人情報&gt; 代理人区分 法人番号 宛名基本情報</p>	<p>左記は軽自動車税特有の要件はないため、他税目と修正方針を調整の上、削除する。</p>	削除
4.4.3. 通知書再発行	<p>各種通知書の再発行ができること</p> <p>&lt;要件の考え方・理由&gt; 発行済みの通知書を再発行する運用は地方団体共通で想定されるため、再発行の際に指定が必要な条件も含め実装すべき機能とした。</p> <p>なお、再発行の方法については以下のとおり。 (1)システム上の最新の情報を反映させた帳票が発行できれば良い …転出者変更依頼書、名義変更依頼書等の課税に係る通知ではないもの (2)過去に発行した帳票の内容と同一のもの(各年度内で最新のもの)を再び発行できる必要がある …納税通知書、税額変更通知書、減免決定通知書等の課税に係る通知書</p>	<p>左記(1)、(2)について過剰な機能であるとの意見があったため、下記のように修正した。</p> <p>「過去に発行した帳票において、最新の情報で発行できれば良い。」</p>	<p>&lt;要件の考え方・理由&gt; 発行済みの通知書を再発行する運用は地方団体共通で想定されるため、再発行の際に指定が必要な条件も含め実装すべき機能とした。</p> <p>過去に発行した帳票において、最新の情報で発行できれば良い。</p>

# 全国意見照会版から【第2.0版】への変更概要(軽自動車税・帳票要件)

要件No.	全国意見照会版	全国意見照会を踏まえた検討経過	第2.0版
No.40 納税通知書 (口座振替) (汎用紙)	<b>【帳票レイアウト】</b> 税額の項目には数値のみ	金額であることが一目でわかるために、単位(円)を追加した。	<b>【帳票レイアウト】</b> 税額の項目に単位(円)を追加
No.52 減免申請書 (汎用)  No.73 税額変更 通知書 (汎用紙)	<b>【帳票レイアウト】</b> 項目の配置について、縦軸がずれてる箇所が散見された。	障害者欄の年齢など、縦軸が揃うようにレイアウトを修正した。	<b>【帳票レイアウト】</b> 視認性や事務の効率化に寄与するようにレイアウトを変更した。

# 全国意見照会版から【第2.0版】への変更概要(収納管理・機能要件)

要件No.	全国意見照会版	全国意見照会を踏まえた検討経過	第2.0版
3.3.18. 公金受取口座 管理	—	デジタル庁における標準化対象業務の横並び調整結果を踏まえ、公金受取口座の利用に関する要件を追加した。	<p><b>【実装必須機能】</b> 公金受取口座(公的給付支給等口座)の利用の意思の有無(公金口座区分)を管理できること。 公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、還付金の振込先口座として利用できること。</p>
6.1.3. 納付書仕様	<b>【実装必須機能】(抜粋)</b> マルチペイメント使用期限は任意に設定できること。	使用期限をシステムで初期設定できるようにすべきとの意見を踏まえ、WTにて運用を確認した上で要件を追加した。	<p><b>【実装必須機能】(抜粋)</b> マルチペイメント使用期限は初期設定され、かつ、任意に設定できること。 マルチペイメント使用期限の初期設定の仕方は「帳票発行日から●日(年)後」・「納期限または指定期限の●日後」のいずれかから選択可能とすること。</p>
8.1.7. eLTAXとの連携 (納付書情報の アップロード)	—	「共通納税IFS API仕様書」を踏まえ、共通納税IFSとの連携機能の要件を追加した。	<p><b>【標準オプション機能】</b> APIにより納付書情報登録ファイルを共通納税IFSへ連携・アップロードできること。 「共通納税IFS API仕様書」に記載される機能を実装すると共に必要となるデータを管理できること。</p>

# 全国意見照会版から【第2.0版】への変更概要(収納管理・帳票要件)

要件No.	全国意見照会版	全国意見照会を踏まえた検討経過	第2.0版
No.38 口座振替不能通知兼納付書(専用紙)	帳票レイアウトについて、A4縦を想定していた。	督促状兼納付書とレイアウトを統一すべきという意見及び納付書のサイズとの整合を踏まえ、帳票レイアウトを変更した。	A4縦から納付書サイズの横一列のレイアウトに変更した。
No122 納付書	帳票レイアウトに宛名が含まれていなかった。	納付書のみを発送する際に宛名が必要との意見について、WTでの検討を踏まえ、要件を追加した。	<b>【標準オプション帳票】</b> 納付書のみを発送する際、宛名ラベル等の同封を不要とするよう、送付先欄を印字した納付書。



# 全国意見照会版から【第2.0版】への変更概要(滞納管理・機能要件)

要件No.	全国意見照会版	全国意見照会を踏まえた検討経過	第2.0版
2.2.5. 催告書作成	—	<p>全国意見照会にて、現行の催告書に付随する納付書は指定期日まで使用できる旨は記載されているものの、いつ時点の延滞金が印字されているかが記載が必要という意見があったため、追加するものとした。</p>	<p><b>【実装必須機能】(抜粋)</b> 催告書に付随する納付書は、催告書で設定する延滞金計算日で延滞金計算が行われること。</p> <p><b>【要件の考え方・理由】</b> 納付書の延滞金額は催告書で設定する延滞金計算日による計算と一致している必要があるため、記載した。</p>
2.1.20 滞納明細作成	<p><b>【実装すべき機能】(抜粋)</b> 滞納明細について、出力する期別を任意に選択できること。 また、以下の期別はデフォルトで表示されないこと。表示する期別、表示されない期別は併用できること。</p> <p><b>【表示されない期別】</b> 時効完成分 執行停止分 不納欠損分 督促状発布後10日未経過 督促状発送していない期別(納期限の変更分は除く) 納期未到来分</p> <p>このうち、「執行停止分」「督促状発布後10日未経過」「督促状発送していない期別(納期限の変更分は除く)」「納期未到来分」については、表示の有無を選択できること。</p> <p>本機能は、滞納明細に限らず、処分帳票作成時、分割納付計画策定時、催告書等、滞納明細を活用する帳票について同様に適用されること。</p>	<p>全国意見照会にて、期別/帳票種類によってどの帳票にどの期別が出力されるべきかの意見が寄せられた。 WTにて期別及び帳票種類を詳細化し、徴収不可の場合は印字不可、一般的に印字しないものの印字の可能性があるものは任意印字、そうでないものはデフォルト印字と整理した。</p>	<p><b>【実装必須機能】(抜粋)</b> 滞納明細について、出力する期別を任意に選択できること。 表示する期別、表示されない期別は併用できること。 滞納明細の出力する期別は帳票によって異なるため、シート「補足 帳票ごとに必要となる期別一覧」に定義される期別を出力すること。</p> <p><b>【要件の考え方・理由】(抜粋)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時効完成分、不能欠損分 ⇒徴収不可のため、全ての帳票に印字不可</li> <li>・執行停止分 ⇒交付要求及び自主納付(納付計画、催告、滞納明細)は可能の為任意印字としたが、それ以外は徴収不可のため印字不可</li> <li>・督促状未発送及び発送後10日未経過 ⇒基本的に出力することはないものの将来の滞納処分(差押、参加差押、交付要求、搜索)、催告を見越して帳票作成する必要があるため任意印字とした。それ以外はデフォルト印字とした。</li> <li>・督促状発送10日経過 ⇒制約がないため、すべての帳票にデフォルト印字とした。</li> <li>・納期未到来 ⇒徴収猶予は納期未到来でも実施可能の為デフォルト印字とし、それ以外は任意印字とした。</li> </ul>

# 全国意見照会版から【第2.0版】への変更概要(滞納管理・帳票要件)

要件No.	全国意見照会版	全国意見照会を踏まえた検討経過	第2.0版
No.21 差押調書 (謄本)(債権) ※滞納者用ほか	帳票発行者に関する項目として、首長肩書・首長名を定義していた。	団体によっては、首長名ではなく、自治体名、担当課名、徴収吏員名で発行する運用が伺えた。団体の運用に応じて対応できるよう、発行者名はパラメータ等で任意に設定できることとした。	発行者名の肩書き・名称の備考として、「首長名、自治体名、担当課、徴収吏員 等、任意に設定できること」を追記。
No.346 実態調査	—	支払い能力等の調査にあたって、家族構成(配偶者や子の有無)や所得の種類、課税額が有用な項目となることから、項目を追加することとした。	調査項目として、家族構成、所得の種類、課税額を追加。
No.397 納期限変更告知書 ほか	帳票に出力する明細について、明細数が多い場合には本帳票のほか、別紙として滞納明細を添付することとしているが、本帳票の明細項目と滞納明細の項目・レイアウトが異なっていた。	複数枚に渡っている場合に、明細部分の項目・レイアウトが異なることにより、滞納者の混乱を招く等が想定されるため、滞納明細の項目・レイアウトに合わせて修正することとした。	明細部分の項目・レイアウトを、No.469 滞納明細に合わせる。

# 全国意見照会版から【第2.0版】への変更概要(税務共通・機能要件)

要件No.	全国意見照会版	全国意見照会を踏まえた検討経過	第2.0版
1.1.1.枝2.5 宛名管理	宛名基本情報のうち送付先・連絡先情報及び代理人等情報については、宛名・税目単位に管理できること。 ～略～	全国意見照会にて、データ項目の整合に対する意見を受領し、宛名基本情報に項目を追加した。	【実装必須機能】 旧氏フリガナ eLTAX納税者ID
1.5.1. 送付先の記載	～略～ ただし、住民、住登外者又は法人の送付先・連絡先情報や代理人等情報が設定されている場合は、①税目共通/税目個別の代理人等情報、②税目共通/税目個別の送付先・連絡先情報、③基本情報の優先順位により、住所・所在地(本店/支店)及び氏名・名称を設定できること。	全国意見照会にて、優先順が分かりづらいとの意見を複数いただいた為、より明確になるよう記載を見直した。	【実装必須機能】 ～略～ ただし、設定に際しては、代理人等情報の送付先、本人の送付先・連絡先情報、本人の宛名基本情報の住所の優先順位で設定できること。 なお、各項目において税目共通と税目個別の両方の設定がある場合は、税目個別の設定を優先させる。
1.8.7. バッチ処理	カレンダー管理ができること。 ※旧機能名称は「カレンダー管理」	全国意見照会にて、カレンダー管理機能の定義意図についての確認を複数いただいた為、住民記録システム標準仕様書の記載を基に、バッチ処理機能として再定義した。	【実装必須機能】 バッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週〇曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法(スケジュール管理による起動)が提供されること。 ～略～
1.10.3. 交付履歴	—	住民記録システム標準仕様書との横並び調整を実施した際、証明書等に関する交付履歴についての記載粒度が異なったため、住民記録システムに合わせて追加した(以前は1.8.2.アクセスログの印刷ログに関する記載のみ)。	【実装必須機能】 税務システムにて発行する証明書等については、市区町村が定める期間、以下の項目を管理すること。 ・交付年月日時 ・交付場所 ・交付対象者 ・証明書の種別 ・交付区分(本人等請求、公用請求、第三者請求、広域交付) ・記載事項 ・枚数 ・発行番号 ・端末名、操作者ID ・処分情報(誤って発行した証明書を処分した場合にはその旨の記録。) また、上記交付履歴の項目について、コンビニで交付・広域交付された場合も同様に管理すること。